

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

県立社会福祉施設のうち、救護施設の滋賀県立日野溪園を、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団へ移管するため、滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成23年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第16号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。